

1 日時

平成22年3月19日13:30～16:50

2 場所

奈良地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 武中千里, 中村憲兒, 仁尾雅信, 野口哲子, 八坂豊, 若林清, 中村悟,
中村好春, 石川恭司, 田中澄夫

(家裁委員) 上垣功, 平山文堂, 松本眞理子, 米山京子, 中川和男, 中村好春(兼務),
片岡勝行, 田中澄夫(兼務)

(説明者) 一谷民事部総括裁判官

(事務局) 地裁 山本事務局長, 島田事務局次長, 新見民事首席書記官, 高木刑事首席書記官,
鈴木民事部主任書記官, 園田総務課長

家裁 大倉事務局長, 田中事務局次長, 新谷首席書記官, 柳沢首席家裁調査官,
西村次席家裁調査官

4 議事(:委員長, :委員, :説明者, 事務局)

(1) 所長あいさつ

(2) 委員長選出等

田中委員を委員長に選出した。

(3) 前回の委員の意見の対する裁判所の取組(報告)

(4) 意見交換

(家裁委員会関係)

ア テーマ:「家庭裁判所の保護的措置について」

(裁判所からプレゼンテーションソフトを用いて説明)

当庁で少年に対する保護的措置として行っている奈良公園の清掃活動に対する感想や率直な意見,工夫を要する点,他に考えられる活動等のアイデアについてお伺いしたい。

武道を通じて子どもらと触れ合う機会が多い中で,彼らにルールを守らせること,また,彼らに自信を持たせることが,指導育成に当たっての大きなテーマだと感じている。私の経験をお話しすると,年2回朝稽古を行った後,国道沿いのごみを拾わせているが,子どもらは純粹で,きれいになったことに満足感を表すものだ。

奈良家裁の取組をお聞きして,少しいそうに思えた。それでも,保護者とともに汗をかくことが大事で,少年と保護者が触れ合いながら,苦しいこと,暑いことを共に体験することから少年らが学ぶものは大きいと思う。

他に考えられる活動としては,農耕作業が良いのではないかと。農作業の後には,収穫の喜びもあり,満足感を得ることもできる。

回数は,二,三回では少ないと思う。同じことを何度も繰り返し行い,時間を掛けることが,子どもたちの自信につながると思う。

奈良家裁の取組には,ほめられたい,認められたい,人の役に立ちたい,という,人

にとって大切な三つの「たい」が込められていると感じた。また、生き物について考えさせることで、心を育む上でも効果があると思う。ごみを拾った後のリサイクル、ごみ処理まで考えさせると、更に教育的効果があるかもしれない。

ところで、今の子どもらは、外観のカッコよさに惹かれるので、活動の際に、例えば、サンバイザーだけでも格好良いものを身に着けるというのも良いのではないか。

今の子どもらは、社会でも家庭でも余りにもお客さん扱いされている。子どもらも、社会の構成員として扱うことが必要である。私の地元では、地域の一斉清掃などに子どもらも参加させている。その意味で、奈良家裁の取組は有効なものだと思うが、平成20年9月から今までの実施が3回、7組というのは余りにも少なすぎ、これくらいの回数で実施しているといえるのだろうか。裁判所としても、人的にも十分な態勢を整えてやっていくべきである。

今の子どもらは、集団で遊んだり、ボーイスカウトなどの集団活動をする機会が少なくなっており、清掃活動、奉仕活動は、子どもらを育てる機会として、非行少年を対象とするだけでなく、いろいろと設けられれば良いと思う。

清掃活動も良いが、簡単な作業に見えて難しいものとして、農耕作業や、動物の世話などが良いのではないか。単発の作業と違って、前の人や周りの人の作業とのつながりに気づかせることもできると思う。奈良公園での活動との絡みでは、鹿苑での鹿の世話や鹿のパトロール活動などはどうか。その他、コンビニのレジのカウンターやファミリーレストランのウェイターなども、工夫や調整があるものの、考えられてよいと思う。また、懲罰的になってはいけませんが、落書きをした少年に、落書きを消させるということも考えられる。

奈良家裁の取組は、親子で参加することになっているのが良いと思う。少年非行は、親子のコミュニケーション不足が要因になっているものもあると思う。親子で一緒に汗をかき、失敗も共にしながら親子の関係を築いていくことが、再非行防止の上で良いことだと思う。

奈良家裁の取組は、この地域とその特色に根ざした活動であり、意義が大きいと思う。参加者の感想文にも、裁判所側のねらいが表れていると思うが、このような感想には、応答しているのか。

感想文を書いてももらった後、最後の「ふりかえり」の場面で、それを基に話をしているほか、感想文を書く前にも、口頭で考えや感想について話してもらい、それに対するコメントを返している。

それを聞いて安心した。参加した少年らも、書きっぱなしではなく、コメントが欲しいだろうと思う。話す能力、人と手をつなぐ力が欠けている子どもらに対しては、同年代の子と手をつなぐボランティア活動もアイデアとして良いのではないか。

対象少年の年齢層、非行歴などに応じて、保護的措置の効果を分析することも有用ではないか。清掃活動については、もう少し多くの人に参加できるシステムになれば良いと思う。

清掃活動に1回参加したら終わりというのではなく、ボランティア団体の協力を得るなどして、継続して関与することができる仕組みにすることができれば、更に効果があると思う。

このような活動に参加することによって、少年自身が気づき、感じるところがあると思うので、その気持ちを続けるための手伝いができれば良いと思う。

家庭に問題があるケースの場合、親子で活動に参加することの意義は大きいと思う。ただ、清掃時間が1時間強ほどというのは時間的に短く、かなり形式的に感じる。それで、意図する活動の趣旨、目的が果たされているのか疑問がある。半日ゆっくり時間を取って、親子で一緒に弁当でも食べるなどする時間が持てれば、更に意義があると思う。

少年たちのことは、警察の地域課の警察官が普段からよく見て知っていることが多い。各警察署では、民生委員などの地域でボランティア活動をしている方々との連絡窓口を持っており、警察を通じて、そのような方との連携をお考えになるというのも一つの方法ではないかと思う。

少年らに対する措置として、一律に作業を行わせることは難しいが、このような保護的措置の対象を、広げるべきかどうか検討する必要があるだろう。

清掃活動の保護的措置が相応しい少年には適切に対応できるよう、当裁判所として態勢を組みながら、余力のある限り、回数を増やしていきたい。

農耕作業について、収穫の喜びがあるという御意見はそのとおりだと思う。このような、周りの協力の下に行う参加型の保護的措置は、少年の非行性の程度、非行罪名等により、受入側にとっても、差し障りのない、受け入れのしやすい少年に限られてこようし、開拓するにも難しさがある。

このような保護的措置の機会を増やしたほうが良いということは、皆さんの共通した意見だと思う。これが、なかなか広がらないのは、人的な問題を含めた実施側の態勢の問題なのか、それとも、このような措置に適した少年がそれほど多くないということか。

奈良公園の清掃活動は、迷惑行為の非行をした少年を主たる対象と考えている。少年の調査を進める中で、参加型の保護的措置が相応しい者、すなわち、社会性を高める必要がある者や、親子で参加させるのが適当な者に対し、活動の趣旨や内容を説明し、少年及び保護者の同意を経て参加してもらっている。法的強制力はなく、任意参加なので、断られることもある。活動スケジュールについては、長時間では参加できなくなるという人がいたり、5時には終わってもらわないという人がいるなど、様々な意見があり、まだ試行錯誤をしているところである。

奈良公園の清掃活動は、発足からまだ間がなく、今後も継続して育てていかなければいけない段階である。活動の実施には、奈良の鹿愛護会、春日大社などの協力を得る必要があるほか、特に「奈良家庭・少年友の会」の奉仕、善意に全面的に支えられているもので、裁判所だけで直ちに実施回数を増やせるものではないが、活動参加者の意見や、本日の委員会でいただいた意見を生かして更に発展させていきたい。

(地裁委員会関係)

イ 前回の委員会の意見に対する取組等

前回の委員会で、呼出状の字が小さい等の御意見をいただいた。全国共通のシステムで出力しているもので、当庁限りで仕様を変更できない。当庁では、以前から、改善要望として挙げている。当庁としては、自庁で調製している同封の案内書面や、質問票について、文面、文字配列等の体裁について、毎回、見直しを行い、工夫を重ね

ているところである。

呼出状の様式の改善については、複数の委員から意見が出ていたものであり、意見を中央に伝えてもらうなどして、改善に生かしていただきたい。

ウ テーマ：「配偶者暴力に関する保護命令手続について」

（ビデオ「配偶者からの暴力の根絶をめざして（配偶者暴力防止法のしくみ）」視聴及び裁判所からプレゼンテーションソフトを用いた説明）

DV法に基づく保護命令手続の円滑な運営のために、裁判所と警察、DVセンター等の関係機関との連携が不可欠であるが、この連携はどうあるべきか。また、加害者が、裁判所において暴力を振るう可能性もあるが、加害者から被害者等を守るためには、裁判所としてどのような態勢を取るべきかなどについて意見をお伺いしたい。

まずは、DVセンターの存在やその役割について周知させるための活動が必要であると思う。

施設内に要注意人物がいる場合、個人のプライバシーとの兼ね合いのほか、立場上も高圧的な態度では臨めないなど、難しい対応を迫られるが、他の利用者に被害が及ばないよう、自分たちのほうでしっかりした態勢を取っているということをその者にも見せることが有効である。DVの加害者も、外向けの体面は気にする者が多いと思われるので、我々がそばで見ている、何かあればすぐに言われてしまうという雰囲気を作っておくことが大事だと思う。

DV事案については、身内の恥をさらしたくないということから、対応が遅れることもあるのではないかと思う。保護命令の発令から6か月経過後はどのような対応が取れるのか。また、その間の被害者の生活費はどのように手当てがされるのか。

当初の保護命令の期間経過の時点で被害の形跡が残っていれば、再度保護命令を発令することができる。被害者の生活再建については、支援センターの援助があるほか、就労支援等も受けながら、新たな生活を構築してもらうことになる。

被害者のほうから、別途、相手方に生活費、婚姻費用の分担を請求することはできるので、保護命令手続と並行して、これらの申立てや、離婚に向けた手続が家裁で取られることがある。

DV被害への対応に当たっては、自治体との連携、就労面でのハローワークとの連携、心理面でのカウンセラーとの連携など、裁判所、警察、DVセンター以外の社会資源を利用する場面もあると思うが、裁判所、警察、DVセンターの三者間で、責任の押し付け合いにならないようにしないといけないと思う。

最初に相談に訪れた窓口対応の印象次第で、次に相談に行くかどうかが決まると思う。被害者が女性の場合、話をしやすいのは、女性の相談者だと思われるので、女性の相談員の数を増やすとともに、どの機関の窓口でも一定のレベル以上の対応ができるように、関係機関どおしでも協力して、相談員の教育、研修を行うことが必要である。

保護命令の発令を受けて、実際に、どのような方向で解決が図られていくものであるか。

ほとんどは、離婚の方向に行くようである。保護命令の申立ての時点で、離婚の決意を固めて来ている人が多い。

各関係機関の役割を明確にするのは良いが、それぞれが縦割りで、自分たちの役割だけをやっていれば良いというようにならないよう注意する必要があるだろう。被害を受けて、弱っている人が相談に訪れたときに、無力感を覚えることのないような、相談の受け方が大事である。

例えば、最初に、裁判所の窓口を訪れた方にも、まずは、「よく来てくれました。」と言って対応することが必要である。それは、線引きではなく、お互いに親身にやっていくよという形での、柔らかなネットワーク作りである。裁判所、DVセンター及び警察3者の担当者が顔見知りだというだけでも違うと思う。

DV問題の専門家はまだ少ないのではないか。相談の受け方にしても、カウンセリングの知識経験を持つ者を研修で養成するなどして、更に態勢を整備する必要がある。

DVセンター等の相談を経ず、最初に裁判所に来た方には、保護命令申立ての要件との関係もあって、DVセンターに相談に行くように勧めている。

裁判所に来られた相談者には、保護命令の手続についてできる限り、懇切に説明しているほか、緊急性のある場合には、DVセンターの担当者に対して、これから相談者が赴く旨を電話連絡することもある。

相談者も、裁判所から一本電話を入れてもらっていると安心すると思うので、是非そのような配慮を行っていただくようお願いする。

私は、長い間、団体に女性の地位向上のための活動を行ってきたので、DV法ができたことは感慨深い。DV被害に対しては、被害者としてためらうことなく声を上げることを勧め、そのための活動を行ってきた。DVセンター等の相談窓口がいつでもすぐに分かるようにしておくことが大事であり、駅や公共のトイレ等に相談窓口の電話連絡先を書いたカードを差し入れる活動をしていたのもそのためである。実際に、被害の実情をよく知っているのは、地域の民生委員、人権擁護委員であったり、自治会の会長であったりするものが実情である。警察などの役所も、気軽に相談できる体質になってほしいと思う。

DV命令後の調停で代理人として関与したことがあるが、いったんこのように手続のルールに乗ってしまうと、加害者が被害者に対してどうこうすることはなくなると実感した。調停では、一方相手方に代理人が付いていない場合には、細やかな条件についての調整に苦労するが、女性側に支援センターの職員が交渉の窓口となって動いていただいたケースがあり、スムーズに進めることができた。

DV命令が出ているときに、婚姻費用分担の調停が起こされることがある。その場合には、裁判所内で、当事者どうしが絶対に顔を合わせることをないように、出頭時間をずらしたり、出頭場所を変えるなどしている。また、調停成立時には、通常は、両当事者が同席して合意内容を確認しているが、DV事案の場合は、同席はさせず、個別の条項の確認をしている。調停終了後も、妻のほうから先に帰らせ、その退庁確認ができた後に、相手方を帰らせるようにしており、申立てから退室まで、裁判所が責任を持つようにしている。調停不成立の場合は、審判に移行するが、この場合には、できるだけ早急に判断を出すようにしている。

DVを含む家庭内暴力の事案については、事態を放置することによって、より深刻な事態を招くことのないよう、起訴されない事案についても、身柄拘束中の間に、弁護士

の協力の下で本人への働きかけを行ったり，医療機関との連携を図るなど，様々な調整が図られている。

DVの加害者側には，悪いことをしているという認識がない場合も多い。保護命令手続では，相手方を審尋した後，引き続いて保護命令を言い渡すことが多いが，その瞬間が最も危ないといえる。相手方としては，何だ話を聞いてもらえていなかったのかということによって，危害行為等の突発的な行動に出る可能性が最も高い。

裁判所に来られたDV被害者に対しては，保護命令申立ての前提ということのほか，生活支援など，問題の解決を図る上で必要な様々な支援を得ることができるという意味からも，DVセンターへの相談を勧めているものである。なお，裁判所の保護命令は，DV被害者を加害者から一時的に隔離することを目的とするものであり，事案の解決は，別途図られる必要がある。

(6) 委員会の開催方針等について

今後も，奈良地方裁判所委員会と奈良家庭裁判所委員会は合同開催することとし，原則として年2回開催，テーマは，地方裁判所と家庭裁判所に関するものをそれぞれ一つずつ取り上げて，意見交換することとなった。

ア 次回期日

9月29日(水)午後1時30分

イ 次回テーマについて

- (ア) 地裁関係「労働審判事件について」
- (イ) 家裁関係「親子との面接交渉について」